

第4回 高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議
「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた
運転免許制度の在り方等に関する調査研究」分科会
議事概要

1. 開催日時等

- ・開催日時：平成30年2月28日（木）15：00～17：00
- ・開催場所：合同庁舎2号館18階 警察庁第4会議室
- ・有識者委員
早稲田大学名誉教授 石田敏郎（座長）
東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 鎌田実
武蔵境自動車教習所副管理者 河内勝良
千葉大学名誉教授 鈴木春男
豊島自動車練習所副管理者 外村謙二
全日本指定自動車教習所協会連合会教習教育部長 平井克昌
中央大学大学院法務研究科教授 藤原静雄
警視庁交通部運転免許本部運転者教育課長 箕輪浩之
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局運転免許課高齢運転者等支援室長

2. 議事進行

2.1. 開会

2.2. 議事

2.2.1. 事務局説明

- ・ 海外実地調査の結果について、「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究」報告書（案）等について、事務局から説明。

2.2.2. 自由討議

各委員からの主な意見等については、次のとおり。

(1) 実車試験導入の可否

ア 実車試験についての考え方

- ・ 認知症以外にも高齢者には運転リスクがある。過去の違反や事故状況以外で運転リスクを把握する方法が必要である。
- ・ アメリカ合衆国（アイオワ州）のように、更新手続の際に認知機能に関する簡単な質問等を行い、その結果に応じて実車試験や医師の診断を行う、という方法も有用ではないか。
- ・ 例えば、繰り返し指導をしても同じ間違いをするような者は、実車試験の対象とすべきと思われるが、具体的にどのような運転が見られたら、危険である、あるいは危険でないという判断は難しい。
- ・ 実車による運転能力の確認を細かくしすぎると、「安全に運転できる」と認められる者がほとんどいなくなる可能性がある。実際の確認方法については今後検討が必要である。
- ・ 運転に関する判断をどこまで自動車教習所が実施することができるのか、という点も検討が必要である。

イ 高齢運転者等の負担の軽減

- ・ 現行制度は、認知機能検査、高齢者講習、免許証更新手続の3段階に分かれており、それぞれで実施場所や手続が異なるため、高齢者や実施機関の負担が大きい。
- ・ 高齢者講習の受講待ちの問題を解消するためには、認知機能検査の結果が第3分類でゴールド免許の者はそのまま更新させるなど、認知機能や違反・事故状況に応じて高齢者講習等を簡素化することを考える必要があるのではないかと。
- ・ 運転能力の確認の必要性和高齢者の負担軽減の両方に対応する必要がある。例えば、ゴールド免許の者で最初の実車講習により安全性が確認されたものについては、認知機能検査や高齢講習の手続を簡素化することが考えられる。
- ・ 高齢者の免許証更新制度の簡素化については、認知機能検査を先に行う方法と、実車

による運転能力の確認を先に行う方法の2つがある。両者のメリット・デメリットの整理が必要である。

(2) 限定条件付免許導入の可否

ア 限定条件付免許についての考え方

- ・ 限定条件付免許制度の在り方として、自主的な申請に基づくものと、公安委員会による強制的な処分として行うものが考えられる。今後議論するに当たっては、両者を明確にした上で議論した方が良い。最終的にゴールとなるのは、強制的な処分としての限定条件付免許制度だと思うが、経過的なものとして、自主的な申請に基づく限定条件付免許制度が位置付けられるのではないか。
- ・ 自主的な申請に基づく限定条件付免許の賛否についてのアンケート結果を年齢層別にみると、年齢層が高まるほど賛成の割合が高まるということはなく、年齢層ごとの差はあまりなかった。年齢層が高まるほど運転の問題が身近になるため「賛成」と回答しづらい一方で、拒否反応が特に増えるわけでもないとも解釈できる。
- ・ 自主的な申請に基づく限定条件付免許制度については、メリット（実車試験が易しくなる等）やデメリット（限定条件違反をすると処罰の対象となる等）の議論が進むことを期待する。
- ・ 高齢化が進展している我が国で、海外と同様に一人ひとりにきめ細かく限定条件を付与するのは大変である。
- ・ 海外では、州単位で異なる免許制度が採られている例があるが、我が国では全国的統一性に留意する必要がある、県単位で異なる免許制度を採るのは難しいのではないか。

イ 限定条件の内容

- ・ 限定条件の内容として先進安全技術を挙げる意見があるが、将来的な技術の進展を注視して考える必要がある。それ以外にも、地域や時間帯（昼間帯）に関する限定条件が議論の対象になるのではないか。
- ・ 先進安全技術は、追突事故の防止には効果的と考えられる。しかし、そもそも高齢者の事故における追突事故の割合は少なく、高齢者に多い事故はむしろ車両単独による事故（工作物衝突、路外逸脱等）や出会い頭衝突である。現在の技術レベルだと、これらの事故を防止するには十分ではないと考えられるので、先進安全技術の事故防止効果について説明する際には、誤解が生じないようにする必要がある。

2.2.3. 「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究」報告書

「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究」報告書については、案文に必要な修正を行った上で、とりまとめることとなった。

2.3. 閉会

(以上)